

1 総則

1-1 計画の目的・方針

1-1-1 計画の目的

この計画は、津島市の地域に係る地震防災（防災予防対策、防災応急対策及び災害復旧対策）に関して定めることにより、防災活動の総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護し、被害を最小限に軽減することを目的とする。

1-1-2 計画の性格

1-1-2-1 地域防災計画

- (1) この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第42条の規定に基づいて作成されている「津島市地域防災計画」の「地震災害対策計画」編として、大規模な地震災害に対処すべき措置事項を中心に定める。
- (2) 市民の生命、身体及び財産を守るため、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

1-1-2-2 地震防災強化計画

大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第2項に基づき、東海地震の地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の地方公共団体は地域防災計画において、

- (1) 地震防災応急対策に係る措置に関する事項
- (2) 東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- (3) 東海地震に係る防災訓練に関する事項
- (4) 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では地震防災強化計画と呼んでいるが、この計画においては、計画中に別紙として位置付けた「東海地震に関する事前対策」で定めるものとする。

〔東海地震に関する地震防災対策強化地域〕

本市は、大規模地震対策特別措置法（以下「大震法」という。）第3条第1項に基づき、強化地域として平成14年4月24日に指定された。

1-1-2-3 南海トラフ地震防災対策推進計画

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）（以下「東南海地震等特別措置法」という。）第5条第2項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の地方公共団体は地域防災計画において、

- (1) 南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項
- (3) 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- (4) 関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項
- (5) 南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

を定めることになっており、これらの事項について定めた部分を同法では、「推進計画」と呼んでいるが、この計画においては、この計画を「2 災害予防対策」、「3 災害応急対策」及び「5 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応」で定めるものとする。

〔南海トラフ地震防災対策推進地域の指定〕

本市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する等特別措置法第3条第1項に基づき、推進地域として指定されている。

1-1-2-4 愛知県地域強靱化計画との関係

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法

(平成 25 年法律第 95 号) 第 13 条において、県が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る当該都道府県の計画等の指針となるべきものとされている。

このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、愛知県地域強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。

ア 県民の生命を最大限守る

イ 地域及び社会の重要な機能を維持する

ウ 県民の財産及び公共施設、愛知県を始め中部圏全体の産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する

エ 迅速な復旧復興を可能とする

1-1-2-5 他の計画との関係

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく愛知県及び海部地区水防事務組合の水防計画とも十分な調整を図るものとする。

1-1-3 計画の構成

災害対策は、「災害を予防し」「事に臨んで対処し」「事後の復旧に努める」ことであり、この3つを柱にして本計画を構成する。

構成	主な内容
1 総則	大規模地震の被害想定、基本理念及び重点を置くべき事項、防災関係機関の事務又は業務の大綱等
2 災害予防	大規模地震の発生に備えた予防対策 等
3 災害応急対策	大規模地震が発生した場合の応急対策 等
4 災害復旧・復興	被災地域の迅速な復旧・復興に向けた対策 等
5 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応 等

1-1-4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

1-1-5 東日本大震災を踏まえた今後の対応

今後、国や県による新たな被害予測等が出された際には、これを踏まえた修正を行っていくものとする。

1-2 本市の特質と災害要因

1-2-1 自然的条件

本市は、沈降盆地として発達した濃尾平野の西南部に位置し、木曾三川の氾濫平野の下流域に広がる三角州性低平地にあり、市域の大部分は海拔ゼロメートル地帯に属している。

面積的にみて、本市の地形は大部分三角州（旧市内・神島田地区）及び埋没谷底（神守地区・新開・唐臼町）に属し、北部地区（蛭間町・青塚町）には後背湿地が形成されている。沖積層の厚さは市の西部地区で40mから50mに達し、地震に対する危険度も高い。

1-2-2 県内における既往の地震とその被害

本県は、地震国日本の中でも有数の地震県であり、過去にしばしば大地震に襲われている。

過去に本県に大きな被害を与えた地震は、海溝型地震と内陸型地震のタイプに分けることができる。以下にその概要を示す。

(1) 海溝型地震

発生年	M	地震名	死者・行方不明者	その他の被害・特徴
1707年	8.6	宝永地震	—	県では渥美郡、吉田（現豊橋）で大被害のほか、全県で被害。尾張領内の堤防被害延長9,000m。震度7～6。津波も来襲し、渥美表浜で6～7mにもなった。
1854年	8.4	安政地震	—	県では宝永地震に似た被害。三河、知多、尾張の沿岸部の被害が目立った。震度6～5。津波も来襲し、渥美表浜通りで8～10m、知多半島西岸で2～4mとなり被害が出た。
1944年	7.9	東南海地震	死者・行方不明者 1,223人	県の被害は他県に比べ最大で、死者・行方不明者438人、負傷者1,148人、家屋全壊16,532棟、同半壊35,298棟。震度6～5、一部7。小津波あり（波高1m内外）、名古屋臨港部などでは著しい液状化現象による被害があった。

(2) 内陸型地震

発生年	M	地震名	死者・行方不明者	その他の被害・特徴
1586年	7.8	天正地震	死者 5,500人以上	三重県から富山県の広い範囲で震度6。伊勢湾で津波が発生したとの記録もある。
1891年	8.0	濃尾地震	死者 7,885人	県の被害は、死者2,638人、負傷者7,705人、全壊85,511棟、半壊55,655棟で県の地震災害史上最大の被害を受けた。震度7～6
1945年	6.8	三河地震	死者 2,306人	三河南部の深溝断層の活動によるもので、幡豆郡、碧海郡に大被害が生じた。被害はすべて県のもので、死者2,306人、負傷者3,866人、全壊16,408棟、半壊31,679棟。震度は、西三河南部を中心に7～6、県域の大部分が5以上。津波も発生し、蒲郡で1mほどに達したが津波による被害はほとんどなかった。

1-2-3 社会的条件

地震災害は、地形、地質、地盤等の自然的条件に起因するもののほか、人や建築物等の社会的条件によってもたらされるものが同時複合的に発生することが特徴である。

災害を大きくする社会的災害要因としては、主に次のような点があげられる。

(1) 高度経済成長に伴う人口増加や都市化の進展等による土地利用の変化により、市街地等での建物の高層化や居住地域の拡大が進んでいる。このため、主に都市部では、人口密集化を招き、災害時における被災人口が増大する危険性が懸念されるほか、密集市街地では火災の延焼地域の拡大の危険性を高める要因となっている。

また、高齢化や国際化に伴う高齢者、外国人の増大など、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の増大も懸念されている。

(2) 電力、ガス、水道、下水道、電話等は、現代社会を支える基礎的なインフラとなっており、ライフライン施設が災害により被害を受けるとその復旧に時間を要すばかりか、二次災害の危険性も含んでいる。

また、災害対応を行なうべき行政機関においてもこれらに対する依存度は高く、十分な事前の対応がなされていない場合には、初動体制のみならず、災害応急対策そのものへの影響も懸念される。

(3) 自動車、鉄道等の高速交通機関は著しく発達してきたが、それらの円滑な走行・運行が阻害された場合には、交通の混乱が被害を著しく拡大することが予想されると同時に、自動車は市街地火災の延焼拡大の媒体となることも考えられる。

また、高速大量輸送機関である鉄道は、大規模化、高速化の反面、災害時には大規模な被害をもたらすおそれがある。

- (4) 地域社会の変容に伴い、コミュニティ意識が低下しており、地域防災力の低下が懸念されている。災害を最小限に食い止めるには、行政による公助に加え、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助や身近な地域コミュニティ等による共助が機能することが大切であり、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行なう防災協働社会を形成していくことが重要である。

以上の諸条件から、災害による被害が拡大されるだけでなく、被害の様相も多様化し、同時複合的な現象が一層強まると考えられる。こうしたことから、災害に対する社会的脆弱性を克服する必要があるが、現状ではこうした新しい潜在的危険要因である社会的条件に対する対応は、決して満足すべき状態にあるとはいえない。今後とも、社会的条件の改善に最大限の努力を払うと同時に、地道な基礎的、科学的調査や防災意識の普及啓発活動を不断に続けていくことが大切である。

1-3 被害想定

1-3-1 被害想定のお考え方

本市に被害を及ぼすと考えられる地震は、海溝型地震と内陸型地震があるが、それらの発生危険性、予測される被害量や被害の様相、更には地震対策の方向性について調査、研究を行うことにより、本計画における災害予防、災害応急対策、災害復旧対策等の策定・修正に際しての参考とするものである。

1-3-2 地震・津波被害の予測及び減災効果

1-3-2-1 地震被害予測(平成26年3月愛知県防災会議地震部会「愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書」より)

(1) 南海トラフで発生するおそれのある地震・津波の被害予測及び減災効果

① 調査対象とした地震・津波

ア「過去地震最大モデル」

南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの(宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震)を重ね合わせたモデルである。地震・津波対策を進める上で軸となる想定として位置付けられるものであり、「理論上最大想定モデル」の対策にも資するものである。

イ「理論上最大想定モデル」【補足】

主として「命を守る」という観点で、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波についても、補足的に想定することとした。(「理論上最大想定モデル」による想定)

南海トラフで発生する恐れのある地震・津波のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波を想定。千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものである。

(※国が平成24年8月29日に公表した「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波モデル」。)

地震・津波対策を検討する上で、主として「命を守る」という観点で補足的に参照するものである。

(2) 試算した項目及び内容

① 建物被害

ア 揺れ、液状化、浸水・津波、急傾斜地崩壊等による全壊棟数

イ 地震火災による焼失棟数

② 人的被害

建物倒壊等、浸水・津波、急傾斜地崩壊、地震火災、落下物等による死者数

(3) 被害予測結果（「平成23年度～25年度 愛知県東海地震・東南海地震、南海地震等被害予測調査結果」平成26年5月 愛知県防災会議地震部会）

「過去地震最大モデル」

① 建物被害（全壊・焼失棟数：愛知県全体・津島市）

※ 建物等被害が最大となるケースとして冬・夕方（18時）を想定

—：わずか

項目	愛知県全体	津島市
揺れによる全壊	約47,000棟	約200棟
液状化による全壊	約16,000棟	約500棟
浸水・津波による全壊	約8,400棟	約60棟
急傾斜地崩壊等による全壊	約600棟	—
地震火災による焼失	約23,000棟	約100棟
合計	約94,000棟	約900棟

② 人的被害（死者数：愛知県全体・津島市）

※ 死者が最大となるケースとして冬・深夜（5時）を想定

—：わずか

項目	愛知県全体	津島市
建物倒壊等による死者 （うち屋内収容物動・転倒、屋内落下物）	約14,000人 （約1,000人）	約10人 （—）
浸水・津波による死者 （うち逃げ遅れ）	約3,900人	約30人 （約30人）
急傾斜地崩壊等による死者	約50人	—
地震火災による死者	約90人	—
ブロック塀・自動販売機の転倒、 屋外落下物による死者	—	—
合計	約18,000人	40人

「理論上最大想定モデル」

① 建物被害（全壊・焼失棟数：愛知県全体・津島市）

※ 建物等被害が最大となるケースとして冬・夕方（18時）を想定

—：わずか

項目	愛知県全体	津島市
揺れによる全壊	約242,000棟	約2,300棟
液状化による全壊	約16,000棟	約500棟
浸水・津波による全壊	約22,000棟	約1,900棟
急傾斜地崩壊等による全壊	約700棟	—
地震火災による焼失	約101,000棟	約1,300棟
合計	約382,000棟	約5,900棟

② 人的被害（死者数：愛知県全体・津島市）

※ 死者が最大となるケースとして冬・深夜（5時）を想定

ー：わずか

項目	愛知県全体	津島市
建物倒壊等による死者 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)	約14,000人 (約1,000人)	約100人 (約10人)
浸水・津波による死者 (うち自力脱出困難) (うち逃げ遅れ)	約13,000人	約900人 (約200人) (約700人)
急傾斜地崩壊等による死者	約70人	—
地震火災による死者	約2,400人	約10人
ブロック塀・自動販売機の転倒、 屋外落下物による死者	—	—
合計	約29,000人	約1,000人

(4) 被害予測結果を踏まえた災害廃棄物発生量の推計（平成27年7月県環境部）

過去地震最大モデルで想定される建物被害棟数や浸水面積を基に、建物の全壊・焼失、半壊、床上・床下浸水を考慮して災害廃棄物等の発生量を推計した。

〈被害量の想定結果〉

項目	愛知県全体	津島市
災害廃棄物（がれき）	約20,625,000トン	204,678トン
津波堆積物	約6,465,000トン	161,847トン
合計	約27,090,000トン	366,525トン

(5) 減災効果

① 減災効果の想定で前提とした対策項目

今回の調査で、減災効果の想定で見込んだ対策は次の4点である。

ア 建物の耐震化率100%の達成（現状：約85%）

イ 家具等の転倒・落下防止対策実施率100%の達成（現状：50%）

ウ 全員が発災後すぐに避難開始

エ 既存の津波避難ビルの有効活用（津波避難ビル：659棟）

② 減災効果

ア 「過去地震最大モデル」の想定被害に対して、建物の耐震化や津波避難対策等により、揺れによる全壊棟数は約6割減少し、死者数は約8割減少すると想定される。

イ 建物の耐震化や津波避難対策等により、直接的経済被害額は約2割減少すると想定される。

ウ 【補足】「理論上最大想定モデル」の想定被害に対して、建物の耐震化や津波避難対策等により、揺れによる全壊棟数及び死者数は約6割減少すると想定され

る。

(ア) 建物被害（全壊・焼失棟数：愛知県全体）

項目	過去地震最大モデル		理論上最大想定モデル	
	対策前	対策後	対策前	対策後
揺れによる全壊	約 47,000 棟	約 20,000 棟 (約 6 割減)	約 242,000 棟	約 103,000 棟 (約 6 割減)

(イ) 人的被害（死者数：愛知県全体）

項目	過去地震最大モデル		理論上最大想定モデル	
	対策前	対策後	対策前	対策後
死者数	約 6,400 人	約 1,200 人 (約 8 割減)	約 29,000 人	約 11,000 人 (約 6 割減)
（うち建物倒壊等による死者）	（約 2,400 人）	約 700 人 (約 7 割減)	（約 14,000 人）	約 4,900 人 (約 7 割減)
（うち浸水・津波による死者）	（約 3,900 人）	約 300 人 (約 9 割減)	（約 13,000 人）	約 3,500 人 (約 7 割減)

1-4 基本理念及び重点を置くべき事項

1-4-1 防災の基本理念

防災とは、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。

南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は70%～80%程度と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

市、県を始めとする各防災関係機関は、「1-3-2 地震・津波被害の予測及び減災効果」及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

2 災害応急対策段階

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に依じて的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、要配慮者に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

1-4-2 重点を置くべき事項

防災基本計画及び「1-3-2 地震・津波被害の予測及び減災効果」を踏まえ、本市の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

1 揺れ対策の充実に関する事項

地震による建築物の倒壊等から市民の生命や財産を保護するため、住宅や学校施設及び不特定多数の者が利用する大規模建築物等や緊急輸送道路沿いの建築物、防災拠点となる建築物の耐震化を促進すること。

また、上下水道施設等の社会インフラの耐震性強化を図ること。また、道路については、複数の広域交通ネットワークを確保する観点から整備を促進すること。

2 津波及び浸水対策の充実に関する事項

津波及び堤防等の被災によるゼロメートル地帯の浸水からの迅速かつ確実な避難を実現するため、住民の津波避難計画の作成、津波避難ビル等の避難場所や避難路等の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせる「多重防御」による地域づくりを推進すること。

3 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、市町村間の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化促進に努める。

また、市及び県と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

4 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

5 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難情報の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

6 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。

7 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

8 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、市と県は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

1-5 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1-5-1 実施責任

1-5-1-1 津島市

市は、災害対策基本法の基本理念にのっとり市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の協力を得て防災活動を実施する。

1-5-1-2 愛知県

県は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、災害が市町村の区域をこえて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の協力を得て、防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

1-5-1-3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

1-5-1-4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとりその業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

また、指定公共機関及び指定地方公共機関は、指定行政機関、指定地方行政機関、県市町村の長に対し、応急措置の実施に必要な労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。

1-5-1-5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。また、市、県及びその他防災関係機関の防災活動に協力する。

1-5-2 処理すべき事務又は業務の大綱

1-5-2-1 津島市

- ① 災害予警報を始めとする災害に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。
- ② 災害による被害状況の調査及び報告を行う。
- ③ 災害広報（南海トラフ地震に関連する情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）等を含む。）を行う。
- ④ 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのとるべき措置について指示、要請又は勧告を行う。
- ⑤ 避難の指示を行う。
- ⑥ 被災者の救助を行う。
- ⑦ 災害時の医療、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- ⑧ 消防活動及び浸水対策活動を行う。
- ⑨ 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- ⑩ 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
- ⑪ 農作物及び家畜に対する応急措置を行う。
- ⑫ 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備を行う。
- ⑬ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- ⑭ 交通規制、警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。
- ⑮ 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
- ⑯ 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- ⑰ 被災建築物の危険度判定等を行う。
- ⑱ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、応急復旧に必要な人員、資機材の確認を行う。
- ⑲ 名古屋地方気象台と協力し、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

1-5-2-2 県関係機関

〔愛知県海部県民事務所〕

- ① 災害予警報を始めとする災害に関する情報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。
- ② 災害広報（東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）を行う。
- ③ 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。
- ④ 県民相談の実施に関する業務を行う。
- ⑤ 通信施設の整備事業を行う。
- ⑥ 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。
- ⑦ 環境汚染対策の総括的指導を行う。

〔愛知県海部建設事務所〕

- ① 管轄区域内における諸施設の点検を行う。
- ② 公共土木施設の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。

〔愛知県海部農林水産事務所〕

- ① 農林水産業施設等の被害状況に関する情報収集を行う。
- ② 農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧の実施及び指導を行う。

〔愛知県津島保健所〕

- ① 健康管理（保健活動）に関する業務を行う。
- ② 災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- ③ 避難場所の衛生管理の指導を行う。
- ④ 防疫活動の指導、援助を行う。

〔愛知県津島警察署〕

- ① 情報の収集、伝達及び災害調査を行う。
- ② 災害広報を行う。
- ③ 避難の指示及び誘導を行う。
- ④ 被災者の救出及び救護を行う。
- ⑤ 危険物の取締を行う。
- ⑥ 緊急通行車両等の事前審査及び確認を行う。
- ⑦ 交通規制、警戒区域の設定を行う。
- ⑧ 犯罪の予防その他被災地における社会秩序の維持を行う。

1-5-2-3 指定地方行政機関

〔名古屋地方気象台〕

- ① 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
- ② 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
- ③ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- ④ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- ⑤ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

〔中部地方整備局〕

① 災害予防

- ア 所管施設の地震に対する安全性を確保するため、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に耐震性の確保に努める。
- イ 地震発生後の応急復旧を円滑に進めるために災害応急復旧用資機材について備蓄等を推進する。
- ウ 防災訓練は、実践的な方法をもって実施する。
- エ 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況の情報収集活動を行う防災エキスパート制度を活用する。
- オ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定

② 初動対応

- ア 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行う。
- イ 緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を行う。

③ 応急復旧

- ア 気象庁が地方整備局管内で震度4以上を発表した場合、自動的に職員が参集する等の災害対策体制を整え所掌業務を実施する。
- イ 災害発生後の応急対策を実施する際、防災関係機関と密接な連絡を保ち、協力を行う。
- ウ 災害発生時における緊急輸送道路の確保として、関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去等を実施する。
- エ 地震発生後、体制を速やかに整え、所管施設の緊急点検を実施する。
- オ 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター、災害対策用

機械を被災地域支援のために出動させる。

1-5-2-4 自衛隊

(1) 災害派遣の準備

- ① 防災関係資料（災害派遣に必要な情報）の収集を行う。
- ② 災害派遣計画を作成する。
- ③ 災害派遣計画に基づく訓練の実施及び本部訓練を含めた防災訓練等に積極的に参加する。

(2) 発災後の対処

- ① 即時救援活動
人命救助を最優先して救援活動を実施する。
- ② 応急救援活動
方面隊の命令に基づき、救援活動を実施する。
- ③ 方面隊による本格対処
方面隊の対処構想に基づき、被害の状況を把握しつつ、関係機関と密接に調整し、総力を結集して、効率的な救助活動を実施する。

1-5-2-5 指定公共機関

〔日本郵便株式会社〕

災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

- ① 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店及び郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。
- ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。
- ③ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。
- ④ 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。
- ⑤ 被災者の救援を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

〔西日本電信電話株式会社〕

- ① 地震防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
- ② 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
- ③ 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び整備の早期復旧を図る。
- ④ 気象等警報を市へ連絡する。
- ⑤ 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。

〔日本赤十字社〕

- ① 南海トラフ地震に関連する情報の発表に伴い、救護班要員の確保、医療救護班の派遣準備を行うとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。
- ② 避難所の設置に係る支援を行う。
- ③ 医療、助産、死体の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。
- ④ 血液製剤の確保と供給を行う。
- ⑤ 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット、お見舞い品セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。
なお、配分にあっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。
- ⑥ 義援金等の受付及び配分を行う。
なお、配分については地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して義援金の迅速公正な配分に努める。

〔東邦ガス株式会社〕

- ① ガス施設の災害予防措置を講じるとともに、地震防災応急対策に係る措置を実施する。
- ② 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止後の需要家に対して、早期供給再開を図る。

〔中部電力株式会社※〕

- ① 電力設備の災害予防措置を講じるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。
- ② 発災後、被災状況を調査し、その早期復旧を図る。
- ③ 他電力会社との電力緊急融通のための対策を実施する。

※中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む。（以降同じ）

1-5-2-6 指定地方公共機関

〔津島瓦斯株式会社〕

- ① ガス施設の災害予防措置を講じる。
- ② 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。

〔一般社団法人愛知県LPガス協会〕

- ① LPガス設備の災害予防措置を講じる。
- ② 発災後は、LPガス設備の災害復旧をする。

〔名古屋鉄道株式会社〕

- ① 線路、橋りょう、停車場、盛土、電気施設その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。
- ② 旅客の避難、救護を実施する。
- ③ 列車の運転規制を行う。
- ④ 発災後の早期復旧を期するため、その準備体制をとる。
- ⑤ 災害により線路が不通となった場合には、自動車による代行輸送、連絡社線による振替輸送等を行う。
- ⑥ 死傷者の救護及び処置を行う。
- ⑦ 対策本部は、運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。

〔報道機関〕

- ① 警戒宣言が発せられた場合及び激甚な大規模災害が発生した場合には、非常組織を設置し、万全の体制を整える。
- ② 地震防災応急対策のための動員及び準備活動を行う。
- ③ 地震災害及び社会的混乱の防止を目的として、東海地震に関連する情報等の放送を行う。
- ④ 平常時から防災知識の普及に関する放送を行う。
- ⑤ 津波警報・注意報、緊急地震速報、地震情報等及び被害状況等の放送を行う。
- ⑥ 災害時における放送送出を確保するため、放送施設の整備拡充を図る。

〔一般社団法人愛知県トラック協会〕

- ① 緊急輸送対策本部及び支部対策室は、関係機関からの緊急輸送要請に対応する。

1-5-2-7 公共的団体

〔海部地区水防事務組合〕

- ① 水防施設、資機材の整備と管理を図る。
- ② 水防計画の作成とその実施の推進を図る。

〔土地改良区〕

次に掲げる土地改良区の管理する農業用施設の整備、点検及び災害復旧対策に必要な措置を行う。

なお、市域に関係のある土地改良区が管理する排水機場及び水路施設は、次の表のとおりである。

土地改良区名	排水機場及び水路施設
領内川用悪水土地改良区	向島排水機場、向島第2排水機場、又吉排水機場
日光川西悪水土地改良区	諏訪幹線水路、温常寺川幹線水路、日光川右岸幹線水路、中一色幹線導水路、市場排水機場、市場新排水機場
五八悪水土地改良区	五ヶ川水路、八ヶ川水路、五八排水機場、五八第2排水機場
十三沖永悪水土地改良区	十三川幹流水路、中部幹流水路、南部幹流水路、沖永南幹流水路、葉苧東排水機場、葉苧西排水機場、越津排水機場、十三沖永越津排水機場、十三沖永神明排水機場
蟹江大濰悪水土地改良区	新堀幹線水路、東八ヶ水路、高台寺排水機場、

用水

海部土地改良区	光西支線用水路
宮田用水土地改良区	新大江井筋用水路、古大江井筋用水路

〔一般社団法人津島市医師会〕

- ① 医療及び助産活動に協力する。
- ② 防疫その他保健衛生活動に協力する。

〔津島市歯科医師会〕

- ① 歯科保健医療活動に協力する。
- ② 身元確認活動に協力する。

〔一般社団法人津島海部薬剤師会〕

- ① 医薬品等の供給及び保管管理活動に協力する。

- ② 医薬品等の適正使用に関する活動に協力する。

〔津島市薬剤師会〕

- ① 医薬品等の供給及び保管管理活動に協力する。
- ② 医薬品等の適正使用に関する活動に協力する。

〔産業経済団体〕

農業協同組合、商工会議所等は、被害調査を行い、対策指導並びに必要な資機材及び融資のあっせんについて協力する。

〔社会的団体等〕

津島市赤十字奉仕団等社会的団体は、被災者の救助活動、義援金品の募集等について協力する。

〔危険物施設の管理者〕

危険物施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。

〔その他防災上重要な施設の管理者〕

病院、百貨店、遊技場等不特定多数の人が出入りする施設の管理者は、当該施設の利用者の安全を確保するため必要な措置を講じる。